

別 表 補助対象（補助対象外）となるリフォーム工事例

	NO	リフォームの内容	備 考
対 象	1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム	
	2	給排水衛生設備工事	リフォーム対象工事による撤去、移設、取替又は新設に関するものは対象とする。
	3	換気設備工事	
	4	電気設備工事	
	5	ガス設備工事	
	6	オール電化住宅工事	
	7	屋根の葺き替、塗装及び防水工事	
	8	外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しについては対象とする。
	9	部屋の間仕切りの変更工事	
	10	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	
	11	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工	床はフローリング、カーペット等、床暖房工事や内装工事と併せて行うカーテン・ブラインドの設置は対象とする。
	12	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替（表替え及び裏返しも含む）	
	13	雨どい等取替や修理	
	14	建具、開口部の取替や新設工事	手動及び電動シャッターは対象とする。
	15	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
	16	他の対象工事と併せて行う LED 照明に関する節電工事	
	17	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	18	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	19	スマートハウス関連設備工事	市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	20	防音工事（天井、壁、サッシの改修等）	国が実施する住宅防音工事の助成制度を利用していない部分を対象とする。
	21	門扉、塀（フェンス等）、ブロック塀改修	市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。
対 象 外	1	床面積が変更となる工事（増築、改築、減築）	
	2	外周関係（外構等）の工事	車庫、物置、倉庫、エントランス周り舗装、花壇、植栽、剪定、雨水、汚水、浄化槽関係、擁壁、縁石、庭園灯、雨水タンク設置など
	3	電化製品（エアコン、照明器具、暖房器具等）、給湯器等を申請者自身が購入した費用	
	4	消火器	
	5	ハウスクリーニング	
	6	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	7	害虫駆除	

